

発 明 文 化 論

〈第 44 回〉

丸山 亮

記憶の保存

東日本大震災のあおりを受けて、福島県相馬地方に伝わる「相馬野馬追」の神旗争奪戦や甲冑競馬が中止されるという。震災は各地に物的被害だけでなく、精神的な財産の継承を危うくする被害も及ぼした。

村落ごと津波にのみこまれたり移住を余儀なくされたところでは、方言などの伝承が危うくなっている。被害の激しい三陸沿岸南部の気仙地方にも独特の方言があり、土地の人は戯れにケセン語と呼んだりしていたようだが、この方言で訳された新約聖書の出版物はかろうじて難を逃れた。地元の出版社の倉庫で水につかたまま発見されたものを乾かして、再び販売する道が見ついた（朝日、11.6.17）。

地域の味を決定づける食の伝統も、変わっていく瀬戸際にある。釜石市には糖蜜を加えた濃い口醤油があり、刺身や煮物に重宝されてきたが、この醤油も機械の破壊により、いったん製造中止に追い込まれた。それが顧客の強い要望で、また本格的な出荷を再開している（朝日、11.6.16）。

伝統行事も言語も味覚も、すべて人間の記憶にかかるものは文化的な財産として保存に値する。それがあってこそ、次の創造につながるのだ。

チェルノブイリの原発事故は、周辺地域の一角に立ち入り制限区域が設けられて、多くの住人が避難させられているが、ここでも生活文化の継承が大きな問題となった。政府内に保護を担当する部局が設けられ、無人となった村の映像記録やあえて帰郷した人からの聞き取り、放射能を除去したうえで民具の収集などが続けられた。にもかかわらずこの地独特の刺繍などは、手作り刺繍の習慣自体が失われて、伝承されなくなった。一方、被災者が受け継いできた水の精ルサルカを墓地に送るという伝統儀式は、調査と記録によって光が当てられ、村人からは感謝されたという（朝日 GLOBE, 11.6.5-18）。

ユネスコは文化遺産、自然遺産の優れたものを世界遺産として登録することによって、その保存と継承を手助けする施策を進めているが、関連事業で、歴史的文書の保存のために「記憶遺産」の登録も行っている。日本からは、福岡県田川市にある炭鉱の作業を記録した山本作兵衛の絵画や日記などが、近く登録される。これらは作業の様子や当時の風俗を生々しく伝えていて、後世に強く訴えるものがある。

ユネスコと並んで WIPO（世界知的所有権機関）も世界各地の伝統的知識のデータベース化に熱心だ。たとえばマサイ族にビデオなどの機材を渡し、長老が亡くなる前にその知恵や慣習を記録することを助けている。そうして記録された映像の一部は、WIPO のサイトで閲覧が可能だ。ただ、民族の伝統的知識や文化的な表現が不当な商業利用にさらされる脅威も一方にあり、保護と利用のバランスのとり方が問題となる。アフリカの 17 か国で構成するアフリカ広域知的財産機関（ARIPO）は昨夏、地域社会の伝統的知識を保護するためのスワコプムンド協定を結んだ。ここでは、その知識の管理と利用が共同体の権限であることを確認している。

さて、日本の被災地では復興に向けて様々な模索が続く。そこで、地域の伝統的な記憶を現代になげ、新たな表現を求めていくことも可能ではないか。伝承されてきた祭りや芸能、民謡などが、がれきのインスタレーションと結ばれたとき、そして世界各地からの復興支援の手がそこに加わったとき、新しい現代アートが生まれることも十分ありうるだろう。

（まるやま りょう 共生国際特許事務所 弁理士）